

信託研究者の輪

理 事 安 永 正 昭

関西の地域で信託法を研究する学者の輪を広げようという思いで、(故)林良平先生が、「関西信託研究会」という名称の研究会を(財)トラスト60の研究助成を得て立ちあげ、その後、京都・神戸にいる研究者が共同でそれを受け継いできて20年近くになる。私自身は、発足当時は信託法にはあまり関心をもってはいなかったが、その後すぐに先生のご推薦で信託法学会にも会員として名を連ねさせていただき、細々ではあるが、信託法の勉強を続けてきた。上記研究会は、ほぼ3年ぐらいのインターバルで、6次目の研究期間を終了したところである。研究会の各期の課題は、信託という枠組みでの資産の管理運用という問題を軸に、他の資産の管理運用制度との比較を試みたり、財産管理を受託する者の行動基準を検討したりということであったが、研究会メンバーはそれぞれある程度自由に研究を進めてきた。私自身は、民法を専門としそれまで信託法の領域には立ち入ったことがなかったので、最初は主として信託法固有のではなく関連するテーマを選択して勉強をし、研究分担をしてきた。しかし、他のメンバーの報告や参加いただいた実務家の指摘などを聞くことができ、私にとってこの研究会は信託法に関心を持つ非常によい機会となった。この研究会にメンバーとして参加した研究者の数は各期に5、6名であるが、入れ替わりがあるので、その顔ぶれをとおしで見ると総勢14名～5名にもなっており、研究者の輪が広がり創設の趣旨が達成できているように思う。今後は、可能であればさらに若いメンバーも加わって、さらに、信託法に関心を持つ研究者が増えてくればよいと考えている。

輪を広げるという意味では、この研究会が機縁となって、私の所属大

学の学部、大学院の講義科目として、「信託法講義」を98年から6年間にわたって開講できたことを付記しておきたい（これについても上記財団の記念事業〔寄付講義〕としての助成を受けた）。研究会の活動を通じて得たものを、学生、院生に還元することにもなった。当時、関西では、信託法の講義科目を開設していた大学はおそらく他にはなかったと思われる。

信託法を自分の主専門とする研究者が続々あらわれるということは、その需要面からしてあまり望めない。信託法もまた自分の研究する領域の1つであるという研究者が多くなることが重要であろう。しかし、個人的経験からすると信託法の勉強に入っていくのはなかなか難しい。取っつきにくい原因は、1つにはこれまでは信託法が使われる現場が信託銀行の業務範囲と重なり特別な研究領域と感じられたこと、加えて、民法領域などと比べると裁判例が非常に少ないことにあったのではないかと思う。そういう意味では、私どもの経験したような信託に詳しい実務家の方の参加を得た研究会の活動を通じて研究者の輪を広げていくことが1つの有力な方法であるように思う（信託法学会も学者＋実務家という人的構成であり、これが他の法律専門の学会と異なる際立った特徴であるといえよう）。信託法、信託業法が改正され、また、信託財産の独立性・倒産隔離の機能に関連して信託成立の可能性を示す判例が登場するなど、信託をめぐる環境、法律状況が動いている今日、信託に対する関心も高まっており、研究者の輪がもっと広がることが大いに期待される。